

発議案第 2 2 号

下水道を活用した疫学調査の実施を求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第 9 9 条及び会議規則第 1 4 条第 1 項の規定により提出します。

令和 5 年 9 月 1 5 日

八千代市議会議長 林 隆 文 様

提出者	八千代市議会議員	末 永 隆
賛成者	八千代市議会議員	嵐 芳 隆
	同	大 塚 裕 介
	同	山 口 勇

提案理由

国に対し、下水道を活用した疫学調査の実施を強く求める。

これが、本案を提出する理由である。

下水道を活用した疫学調査の実施を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行後、感染者数を把握する方法が定点把握に変更されたこともあり、正確な感染状況が見えにくくなっている現在、今後起こり得る感染のピークや傾向を把握するため、また、新たな感染症に対応するためにも、下水サーベイランス（疫学調査）を全国の地方公共団体の下水処理場等で実施すべきである。

感染症対策の基本は、適切な検査を正確に行うことが肝要であるが、PCR検査などでは感染者が自主的に検査を受けなければ陽性を特定できず、各地域の感染の傾向をつかむことはできない。しかしながら、下水サーベイランスを活用すれば、その地域の「見えない感染を見える化」することができ、感染の初期段階から医療機関の検査報告より早く感染の兆候が分かる可能性があり、その後の感染の規模や増減の傾向も把握することができるのである。

また、内閣官房が令和4年度に実施した下水サーベイランスの活用に関する実証事業においても、結果報告に「将来の感染状況の予測によって、市民への注意喚起や地方公共団体の体制整備に活用できる可能性がある」と明記されたところである。

よって、本市議会は国に対し、早急に下記の措置を講ずるよう強く求めるものである。

記

- 1 令和5年9月1日に発足した内閣感染症危機管理統括庁が司令塔となり、厚生労働省、国土交通省、各地方公共団体と連携して、下水道を活用した疫学調査事業を全国展開すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年9月27日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

厚生労働大臣様

国土交通大臣様

感染症危機管理担当大臣様